金 融 庁 告 示 第

号

金

融 商 取 引業 等 に . 関 す る内 閣 府 令 平 成 + 九 年 内 閣 府 令第 号) 第十三条第四 | 号及 び

第

五.

+

二条第四 号 \mathcal{O} 規定 に 基づき、 不 動 産 関 連 特定投資運 用業を行う場合の要件を次のように定め、 平成十

年 平 -成十九 月 日 か ら適 用 する。

九

年 月 日

金 融 庁 長 官 五. 味 廣 文

験 け 投 を有 てい 資 不 顧 動 問業者としての 産 る者と 投 か 資 つ、 同 顧 程 問業登録 十分な社 度に 登録 不 規程 動 会的 産 を受けている者であること、又はその人的構成 関 (平成十二年建設省告示第千八百二十八号) 第三条第 信 連 . 用を: 特定投資運 有 する者であると認 用業を公正 か 8 つ 5 適 れること。 確 に遂行することができる知識 に照らして、 項 当 \mathcal{O} 該 総 登録 合 及 不 び を受 動 経 産